

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項を次のように改める。

印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付の申請をしようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請者は、印鑑登録証を提示しなければならない。

第 10 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「と印鑑登録証」の次に「（前項の場合にあつては、個人番号カード）」を加え、「交付し、かつ、印鑑登録証を返付する」を「交付する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下この条において「個人番号カード」という。）の交付を受けている印鑑登録者は、個人番号カードの提示をもって前項の規定による印鑑登録証の提示に代えることができる。

第 10 条の 2 第 1 項中「添付」を「提示」に改め、同条第 3 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付申請の際に用いることができる確認書類として個人番号カードを追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。